

## 奈井江町農業生産資材価格高騰緊急支援金事業実施要領

### 1 趣旨

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響に伴う肥料価格の高騰によって、厳しい経営環境に置かれている本町の農業者に対し、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、支援金を給付する。

### 2 給付要件

#### (1) 対象者

次のすべての項目に該当するもの

- ① 町内に住所を有する農業者、または、事務所を有している農業法人
- ② 令和4年に営農しており、令和5年以降も営農する意思のあるもの
- ③ 農作物の栽培に向けて肥料の購入、または注文があるもの
- ④ 町税等の滞納がないもの

#### (2) 給付金額

- ① 令和4年6月30日時点の経営耕地面積（h a 未満小数第2位四捨五入）に対し、1 h a 当たり15, 000円を乗じた額を給付金の額とする。なお、事業総額が予算額を上回った場合は、調整率により給付金額を調整する。
- ② 経営耕地面積は農業委員会が管理している農地台帳から農用地での経営地を算出し、交付対象面積とする。なお、農用地としての算出地目は、田、畑、牧草地、果樹、牧草放牧地とし、例外的にその他地目での販売目的の栽培が確認できた場合は交付対象面積として整理する。
- ③ 「奈井江町町内事業者等事業継続緊急支援金」の支給を受ける場合は、本給付の支給対象外とする。
- ④ 本給付金の支給は1経営体につき1回限りとする。

### 3 申請手続き

#### (1) 申請期間

令和4年9月26日～令和4年12月26日

ただし、支払日については以下の日程までに申請を受けたものから支払いを行う。

- ① 申請日 ～10月26日 支払日 11月30日
- ② 申請日 ～11月24日 支払日 12月28日
- ③ 申請日 ～12月26日 支払日 1月25日

## (2) 申請方法

産業観光課農政係（以下、農政係）から該当農業者に様式第1号を送付し、該当農業者は必要事項の記載や押印をしたものを農政係に提出する。なお、交付対象面積は農業委員会が管理する農地台帳で確認を行う。また、町外に農地等を所有する場合はその農地等が所在する市町村に対して農政係が照会をかけ、確認を行う。

## 4 支給方法

申請書類を審査後、様式第2号より金額等の決定通知を行い、指定口座に振り込むものとする。ただし、要件を満たさない場合は別途通知するものとする。

## 5 支給の取り消しについて

申請書類の不正やその他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、支給を取り消し、その全額、または一部の返還を求めるものとする。

## 6 この要領に定めのないものは町長が別に定める。